

18

第66回日本精神神経学会総会 (1969年, 金沢)

岡田 靖雄

青柿舎 (精神科医療史資料室)

前回報告したように、ライシャワ大使刺傷事件につづく精神衛生法改悪反対—全面改正促進の運動は、精神科医のあいだにかなりの地殻変動をもたらした。日本精神神経学会で争点となっていたのは、学会認定医および保安処分の問題である。当時評議員選挙に際しては大学医局による記者割り当て、さらには白票集めがされていた。全国大学精神神経科連合は、1969年はじめの評議員選挙にそなえ、学会認定医について評議員および主要精神科医ならびに大学医局からアンケートをとった。1968年第55回総会において、認定医制度についての討論は混沌としていたにもかかわらず、1969年金沢における第66回総会で理事会は認定医制度制定を強行しようとした。全国的な大学闘争を背景に学会運営を批判する動きがたかまり、学術発表はなされず、公開評議員会のはげしい議論のなかで理事の信任がとわれた。

信任投票をするか・しないかの段階で、三浦岱栄理事が“理事に投票用紙を配っていいのですか”と問い、議長は“理事には配らないで”と指示。信任33、不信任46、白票1、無効2で、理事不信任が議決された。当日出席していた理事は20名中16名であった。最近、“定款に除斥の規定がないのに、理事を投票からはずしたのはおかしい”との意見を埼玉県野塚野明氏からいただいた。この場合除斥とは、たとえば地方自治法第117条に「議長および議員の除斥」として、自己もしくは親族の一身に関する事件などについてその議事に参与できない、とするものである。理事16名が投票に参加していれば、不信任案は成立しなかった可能性がおおきい。

つづく総会では、全学会員の真剣な討論の組織と新評議員選出とを条件に、あたらしい理事会が承認された。そして日本精神神経学会は改革への道をひたはしる。それは、多大な混乱をとまなうものであった。その原因は、当時の全国的な闘争運動の勢いがあったし、学会改革・精神科医療の改革よりは、学会での行動を通じて医局講座制に打撃をあたえようとの戦術もあった。

評議員立候補にあたっての意見表明は1970年に1回おこなわれただけであった。評議員選挙をまえに配布される有権者名簿は、2005年から私事性を理由に地域別に氏名をならべただけのものとなった。これでは、よほどの事情通でなければ候補者について判断することはできない。学会は運営民主化の基本的なあり方をみうしなったのである。日本神経学会は数年前から、評議員立候補者が意見表明するやり方をとっている。

その後学会がしたおもなことをみていこう。1968年、1969年と学会をゆさぶった認定医問題であるが、世の大勢におされて1987年から認定医制度がふたたび本格的に検討されるにいたり、現在それは実行されている。金沢ではげしい議論を展開したなかには、児童青年精神医学会会員がかなりいたが、不思議なことに、関連学会でいち早く学会認定医制を導入したのは児童青年精神医学会である。1971年保安処分反対の総会決議。1972年精神病質に関するシンポジウムでは、その概念を否定する議論が圧倒的だったが、その後近縁の人格障害概念を抵抗なくうけ入れた。1975年作業療法点数化反対の総会決議にもかかわらず、会員が所属する病院が点数化を拒否したことをきかない。1987年精神保健指定医制度反対の評議員会決議がされたが、ほとんどが学会員であつたらう精神衛生鑑定医から指定医への切り換えを拒否した人をきかない。理事会がこの決議の修正をきめたのは、ずっとあとのことである。

日本の精神科医療の最大の問題は、超多の精神科病床数と超長期の在院期間とであるが、この面で学会はなにもできなかった。こうして、日本精神神経学会は“よきこという”(なさざることをいう)人びとの集団ともいえる。